



平成27年 国勢調査が始まります

国勢調査は5年に1度行われ、統計法に基づき人口や世帯数などを調査する、最も基本的な調査です。調査の結果は、福祉施策や災害対策など、さまざまな施策の資料などに利用される他、学術研究や企業などで幅広く活用されます。

【担当課】 政策企画課 ☎5654 - 8178

【対象】 国内に住む全ての方
【調査基準日】 10月1日(木)
【調査の結果】

人口・世帯数の速報結果は、平成28年2月に総務省統計局ホームページ(<http://www.stat.go.jp/>)で公表します。詳しい統計結果は順次公表します。過去の結果などは中央図書館でもご覧になれます。

調査・回答方法 回答方法が選べます

● インターネットでの回答

9月10日(木)~12日(土)に、回答に必要なIDなどの書類を調査員が配布します。パソコンやスマートフォンなどのタブレット端末で回答できます。
【回答期間】 9月10日(木)~20日(日)

● 調査票での回答

9月21日(月・祝)~30日(水)に調査票などの書類を調査員が配布します。調査票に記入の上、郵送してください。調査員による回収を希望する方は、右記の葛飾区国勢調査コールセンターへご連絡ください。既にインターネットで回答した世帯にも調査票を配布しますが、回答の必要はありません。
【回答期間】 10月1日(木)~7日(水)

区の調査票の配布期間などは、国が公表している調査日程とは異なります。

調査の概要・回答方法など、調査全般の不明点について

総務省国勢調査コールセンター
▷固定電話・携帯電話・PHSの方
☎0570 - 07 - 2015(ナビダイヤル)
▷IP電話の方
☎4330 - 2015(ひかりライン)
【開設期間】 10月31日(土)まで
午前8時~午後9時

調査票が足りない、調査員に連絡したい、調査票の回収日時を変更したい場合は

葛飾区国勢調査コールセンター
☎5952 - 4705
【開設期間】
9月7日(月)~10月10日(土)午前9時~午後6時

! 調査員を装った「かたり調査」にご注意ください

国勢調査で金銭を要求したり、暗証番号を聞くことは絶対にありません。調査員を装って個人情報聞き出そうとする不審な人物や電話にご注意ください。調査員は必ず調査員証を携帯し、腕章を身に付けています。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請を受け付けています

申請期限 平成27年12月28日(月)まで

原則として、申請期限後は受け付けできませんので、お早めに申請してください。

申請方法

支給対象者に該当すると思われる方へ、8月下旬以降順次、申請書を送付しています。申請書を記入の上、必要書類を添付し、同封の返信用封筒に入れて郵送してください。下表の窓口でも受け付けます。

申請窓口	期間	時間
区役所本庁舎1階 エレベーターホール (立石5-13-1)	10月30日(金)まで (土・日曜日、祝日を除く)	午前8時30分~午後5時 (水曜日は午後7時30分まで)
金町地区センター (東金町1-22-1)		午前8時30分~午後5時 (水曜日は午後7時まで)
新小岩北地区センター (東新小岩6-21-1)		

支給時期

申請受付後、1カ月程度で指定の口座へ振り込む予定ですが、それ以上かかる場合もあります。あらかじめご了承ください。

お問い合わせはこちらへ▶ 葛飾区給付金コールセンター

☎0120 - 627 - 200 (フリーダイヤル)

フリーダイヤルにかからない電話機の場合 ☎3299 - 3932

午前8時30分~午後5時
(土・日曜日、祝日も開設。水曜日は午後7時30分まで)

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

! 葛飾区や厚生労働省などが、給付金の支給に当たり、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いしたり、手数料の振り込みを求めることなどは絶対にありません。

臨時福祉給付金

【支給対象者】

基準日(平成27年1月1日)に、葛飾区に住民票があり、平成27年度の住民税(特別区民税均等割)が非課税の方
ただし、平成27年度の住民税が課税される方の扶養親族等(※)や、生活保護を受給している方は対象になりません。また、16歳未満の方で、生計を同一とすごすご家族に住民税が課税される方がいる場合も対象になりません。
※税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者

【支給額】 1人当たり6,000円(支給は1回です)

【担当課】 福祉管理課臨時福祉給付金担当係

子育て世帯臨時特例給付金

【支給対象者】

基準日(平成27年5月31日)に、葛飾区に住民票があり、平成27年6月分の児童手当を受給される方
ただし、特例給付(※)を受給される方は対象となりません。
※児童手当の所得制限限度額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給するもの

【対象児童】

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

【支給額】 対象児童1人当たり3,000円(支給は1回です)

【担当課】 子育て支援課

公務員の方へ

子育て世帯臨時特例給付金の申請書が勤務先から配布されます。区からの申請書の送付はありませんので、ご注意ください。

申請書類は、申請期限までに下記送付先へ郵送してください。

【送付先】 〒124-8555葛飾区役所子育て支援課子育て支援担当係

マイ広報紙をご存じですか？

【担当課】 広報課 ☎5654 - 8116

マイ広報紙は、自治体などが発行する広報紙データを収集し、インターネットで無料配信するサービスです。現在、85の自治体が広報紙を公開しています。パソコンやスマートフォンからご覧になれます。特定のキーワードで検索すると、関連する記事を一覧でまとめて読むことができます。



URL <https://mykoho.jp/>

△トップページ

官公署だより

大井競馬場「東京メトロポリタンウィーク」

23区にちなんだレース「夢と誇りあるふるさと葛飾賞」は9月28日(月)9月14日(月)~18日(金)9月28日(月)28日(月)~10月2日(金)14時20分開門予定(会場大井競馬場(品川区勝島2-1-2)(入場料)1000円(15歳未満の方は無料。20歳未満の方のみでの入場不可)お問い合わせ)特別区競馬組合(3763)2151

9月11日は警察相談の日

警察相談は「#9110」番へ。警察では、事件・事故などの未然防止に関する相談などに応じています。【問い合わせ】葛飾警察署(3695)0110